

物語の場としての説話集

——語りの空間から読みの空間へ——

竹 村 信 治

一 はじめに——物語の場と説話集——

物語の場は、これを構成する語り手、聞き手、語られる話題の三要素の、それぞれの在り方や相互の関係の仕方によって、様々な形態を見せ掛ける⁽¹⁾。しかしいま、問題を、場とそこで語られる話題との関係に絞ってとらえなおすならば、場は、話題を呼び起こす機会として、まず理解しておいてよいように思われる。

場と話題との関係は、話題が場に従属する、すなわち、場の話題への規制の側面を強調して説明されることが多いようだが、一方で、場を性格付ける要素が、話題を呼び起こす契機となる場合がある点、見逃しがたい。それは、院政期の貴族日記に記録された話題が場の状況と密接に関連して呼び出されていることの検証⁽²⁾に確認されるところであり、また、百座法談聞書抄にも、これを窺う材料はある。三月二十四日条、陀羅尼品講經の記事がそれで、そこでは、經内容（薬王菩薩、法華経一偈）を書写受持する功德を問うに、仏は、八百万億那由他恒河沙の仏を供養する功德を問ひ、これより勝れると答える。を説話化した記述に続き、ある比丘尼が仏

像に一房の花を供えた功德を問おうとして五通を得た聖の神通を借りて兜率天に至り弥勒から成仏の記別を与えられた、との話題が記されている。これは、陀羅尼品に語られる「功德を問う」との部分に契機として呼び起こされた話題で、陀羅尼品の經内容全体の理解に直接かわらない。つまり、講經の場に従属せず、經内容の一部に触発された連想によって導かれているのである。百座法談の場は、經内容の解説だけではなく、供養功德稱揚をも目的とすると見られる⁽³⁾から、この連想は、恐らくは、講經の場の目的（供養功德稱揚）の影響下にあるとすべきであろうが、こうして、場は、規制として機能するだけではなく、連想の営みを促し、話題を呼び起こすのである。

注意しておいてよいのは、場の影響下にありながらも、かようにして始動する連想の営みであろう。場は、連想をゆるす。そして、場の目的に即した語りの文脈に直接的に従属しない話題をも導く。このことは、「物語の場」に成立する、物語空間としての機構を思わせるであろう。場は、その目的に統御された語りの文脈を軸として話題を導き、さらに、文脈に触発されて始動する連想や類想に基

づく話題をも受け入れつつ、それらの全体として形成される。勿論、連想が拡散を結果させ、場の目的を無化させる場合もある。また、場の有り様が連想の発端を導くにすぎない場合もあるが、それらをも含め、場は、そこへの従属を要請し、或はそこからの連想を促し、両者の危うい緊張関係を現象させながら、話題を呼び起さず、そのような機構としてあったと知るべきであろう。

さて、こうして、場と話題の関係を、場の語りの文脈への従属とこれを契機とする連想のうちに認め、場を、かような話題をつつみこんで文脈を形成する物語空間として理解するならば、それは、実態としての「物語の場」の反映として見られることの多い説話集類と「物語の場」との関係に、一つの説明を与えるであろう。たとえば、いわゆる鏡ものや宝物集などの「場の物語」⁽⁴⁾は、実態として「物語の場」を作品化することで、場の機構を作品の内に定位したことになる。描かれる場の目的はそのまま作品の表現目的を示し、これを外れる文脈は、設定された場によって支えられるのである。また、話題を語ることに目的がある場合も、場の作品化は、それをゆるすであろう。一方、今昔物語集などの、ある程度明瞭な構成をもって作品を組み立てるものは、構成の内に「物語の場」を仮構し、これによって場の機構を作品に構築していると考えられる。それは、西行の生涯をたどるべく見せ掛けながら多くの話題を語り起す撰集抄にも指摘できる（現行の伊勢物語も同。）が、より端的には、十の教訓のもとに「物語の場」さながらの叙述を展開させる十訓抄をあげるのが適当であろう。見せ掛けられる「物語の場」、いわゆる構成は、作品の表現目的を顕在化させ、その内に、連想の営みをもゆるす物語空間を成立させるのである。日本霊異記、発心

集などの、編纂目的にかかわる序文をもった説話集も、同様にして、作品に場の機構を仮構したのといつてよいだろう。

ところで、このようにして、説話集は、実態としての「物語の場」の機構をそのまま作品化したり、仮構したりするかたちで、物語空間を構築していると考えられるが、ここに、それらとは異なる作品形成を果たしている説話集の一群がある。類纂性の弱い説話集群、たとえば、宇治拾遺物語、今物語などがそれである。この類の説話集は、話題の連関をたもって説話を排していると見られ、それ故、巡り物語や自由な連関をゆるす言談の場とかかわり深いものと判断されている⁽⁵⁾が、「物語の場」の一形態の反映として説話集の一群を説明するところには無理があるだろう。これらの作品は、小論のよってたつ視点である、場の機構との関係性からみるならば、「物語の場」の消去において、その特徴が指摘されるべきであるように思われる。「物語の場」を作品化し、或は仮構した諸説話集に対し、「物語の場」を設定しないことで、作品を場から、すなわち表現目的（何事かを語ろうとする意志）から自らを解放した説話集といつてもよい。たとえば、宇治大納言物語の成立を語りつつ作品の性格を表明した宇治拾遺物語序文⁽⁶⁾が、作品の表現目的を語らず、それ故、作品に対するいかなる規制としても働か掛けることのない点⁽⁷⁾は、このことをよく説明する。そこには、場の機構が設定されていないのである。

「物語の場」を消去し、作品を表現目的から解放した説話集の成立。ここでは、収録された話題は、場に従属しないが故に、緩やかな相互の連関に基づき連ねられる。そして、これに向かう享受者の読み取りを介して、個々の話題の説話表現は多元的に成立する。そ

の實際は、宇治拾遺物語について、排列位置を隔てた話題相互が、享受者の読み取りに基づく話題間連絡の認知を介して説話表現を成立させる場合のある点^⑩、また、今物語について、叙述にたどられる表現内容と叙述から導かれる（想起される）表現内容との重層のうち成立する説話の表現が確認されるところ^⑪に窺えよう。しかし、享受者の読み取りは、おそらく、仕組まれたものとしてある。

寡黙な文体を装いつつ、或は叙述に、或は話型に、或は素材に、或はモチーフに、また作品内の話題相関に、多元的な読み取りの可能性が仕組まれ、その一々が解説されることで、説話はその表現内容を明かしていくのであろう。この諸相の分析は別稿^⑫にも試みたところであるが、作品は、かような仕掛けに表現を仕組み、その読み取りの集積として、作品の表現世界を多様に見せ掛ける。つまりは、読みの物語空間に、新たな「物語の場」が演出されるのである。

如上は、なお仮説の域を出るものではない。またその論証も容易ではないが、ここでは、かようにして、場の消去のもとに作品を形成したと認められる説話集において、説話の表現内容を、読みをとおして多元的に発現させるべく話題相互の連関が仕組まれたと見られる事例、今物語第三〇段を取り上げ、仮説の検証を試みることにしよう。

二 神からの歌—今物語第三〇段の表現内容—

今物語の第三〇段は、仁和寺別院嘉祥寺の僧・海恵にまつわる話で、概略、次のような話である。

嘉祥寺の僧・海恵は、未だわかかりし頃、病気にかかって床に伏

していたが、ある時、突然起き上がり、「そこなる文、などとり、れぬぞ」と看病の者を叱った。その言葉を聞いた看病の者たちは、手紙を探すが、どこにもそのような物は見当たらない。「あきれあやしむ」その場に控えていると、海恵は、「みづからたちはしり」立文をどこからか手にして立ち返る。そして、それを読み、返事をしたためて、又寝てしまった。周りの者たちは、その様子を「ふしぎに」また「あやしむ」つつ見守っていた訳だが、やがて「汗おびたしく」流して目覚めた海恵は、「不思議の夢を見」たと言って、事の経緯を次のように説明する。

おほきなるさるの、あみずりの水干きたるが、たてぶみたる文をもちて来つるを、人のおそくとりいれつるに、みづからこれをとりに見つれば、歌一首あり。

たのめつつ来ぬ年月をかさぬればくちせぬ契りいかがむすばむとありつれば、御返事には、

心をばかけてぞたのむゆふだすき七のやしろの玉のいがきにとかきまゐらせつるなり。これは、山王よりの御歌をたまはりて侍るなり。

これを聞いた看病の者たちは、「あさましくふしぎに覚て、」

これは、ただいまうつつに候つる事なり。これこそその御文よ。

又かかせ給へる御返事よ。

と証言し、海恵に検分をうながしたところ、それは、まさしく夢に見た物と同一の物であった。そしてその後、海恵の病は回復した。

一見して明らかのように、本話は日吉山王靈験譚である。しかし、その靈験の内容は、これを読み取って行く上で、いささか注意を必要とする。

中世の文学『今物語』にも既に指摘されているところだが、たとえば、話の首尾に注目すると、一話は、始め「やまひ大事」であった海恵が一件の後「やまひおこたる」、との構成をもっている。

しかし、その病がどのような経緯でもたらされたものかについては、説明叙述がない。はからざるに病み、はからざるに死ぬ、それが無常を生きる人間の常。病氣くらしい理由がなくてもかかる、といってしまうそれまでだが、山王との参詣についての契約違反を問題とする山王の歌「たのめつつ来ぬ年月をかさぬれば」に對し、海恵は歌に「心をばかけてぞたのむ」と再度の約束をとりつける。そして病は回復する。かような展開は、当然、海恵の病に、山王にかかわるなにかしかな原因があったことを推察させる。ところが、その説明にかかわる叙述を、本文中には見出すことができないのである。このような叙述の有りように注目すると、日吉山王の靈驗譚とはいうものの、一話が語ろうとしている靈驗の本身は、海恵の病氣にかかわる事ではなかった、ということになる。

では、一話の語ろうとした靈驗とはどのようなものであったのか。それは、恐らく、海恵の病氣には直接かかわらない部分、即ち、海恵が山王から現実の物として手紙を賜った事、その不思議さであったと考えられるが、そのことは、この第三〇段に前後して収められた話の有り様によってもいふことができる。

第二九段では、「賀茂に、つねにつかうまつりける女房の、ひさしくまゐらざりける」が、夢に、直衣を着た人からゆうしでに書かれた歌を賜ったと見、目覚めて後、手にあるものを見た所、まさしく夢に見たとおりのものが現実にあった、との話が語られている。次に、第三一段は、簡略な叙述ながら、これを解きはぐして読む

と、延応元年正月一九日の曉に、ある人が、夢に、清水地主権現からといって御文を頂戴したが、驚いて目を覚ましたところ、現実はその手紙があった、そこでその手紙を読むと「月日のみ……」の歌が書かれていた、といった内容の話として読み取られよう。つまり、このようにして、今取り上げている今物語第三〇段の前後に配された話は、いずれも「神からの歌を現実存在する物として与えられた奇異なる出来事を語る話」であると言ふことができる。したがって、第三〇段もまた、「神からの歌を現実存在する物として与えられた奇異なる出来事を語る話」として、今物語に収載された¹と見て、おそらくは、あやまらない。

三 山王の怒り

さて、このようにして、今物語第三〇段は、「神からの歌を現実存在する物として与えられた奇異なる出来事を語る話」として今物語に定着させられたものと言う事ができるかと思われるが、では、ここに取り上げられた話題は、本来、かような靈驗を内容とする事柄であったのかという点、どうもそうではないらしい。次に掲げる新拾遺和歌集卷一六・神祇歌の一三三番左注は、その本来の有りようを窺わせる資料である。

たのめつつこぬ年月をかさぬればくちせぬ契いかがたのまん

法印澄憲、建久元年、日吉の大宮の千僧供養の御導師の賞を、仁和寺海恵に譲りて、律師になり侍りにけり。かの海恵、律師になりなば日吉へ参るべき由申しながら、年月を送り侍りけるに、示し給ひけるとなん。

一三三番は、第五句に異同をもつが、今物語第三〇段の山王歌と

同一歌とみてよいだろう。左注は、この山王歌が出来た経緯を説明したものである。以下、しばらく、この記事の資料的価値について検討を加えておく。

まず、傍線部イについては、その事実関係を、転法輪抄七・伏題（神祇―下本カ）に所収の「日吉社御経供養案」（建久元年十月一日、後白河法皇千僧供養。玉葉同日条にも記録がある。）にみえる、次の記事によって、確認することができる。

今度有勳賞、以仁和吉（寺カ）海惠阿闍梨令申補權律師畢、
ところで、仁和寺諸院家記・理智院条四、血脈類集記七・北院御室灌頂御弟子条四は、海惠について、次のように記している。

・海惠大僧都 「大円房。又号功德院。澄憲法印真弟子。北院御室御付法。」永（承カ）元元年（一一〇七）九月十六日卒。三十六。

（仁和寺諸院家記・理智院条）

・海惠權律師 「二十。大円房僧都。号功德院又理智院法印。隆（澄カ）憲真弟子。承元元年（一一〇七）九月十六日卒。年三十六。」

（血脈類集記七・北院御室灌頂御弟子条）

これによれば、新拾遺和歌集左注・転法輪抄七「日吉社御経供養案」に見出される年記、建久元年（一一九〇）は、海惠十九歳の折のことである。すなわち、それは、今物語第三〇段に言う「未だわかくて」との記述に符合することとなる。

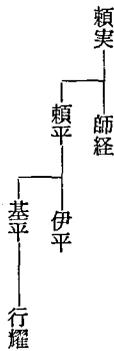
なお、新拾遺和歌集左注・転法輪抄は、いずれも「仁和寺海惠」とし、「嘉祥寺僧都海惠」とする今物語との間に異なりをみせている。しかし、嘉祥寺は、当時仁和寺別院（仁和寺諸院家記・嘉祥寺条）であり、その意味で、嘉祥寺僧都であった海惠が「仁和寺海惠」

と呼ばれることに不都合はない。ただ、海惠が嘉祥寺に住していたことを確認する資料は、未だ管見に入っていない。仁和寺諸院家記・嘉祥寺条には、

頭耀律師 「号少納言律師、入道藤通憲息、覚耀律師付法、当寺別当」文治五年二月十日入滅。五十六。

行耀僧都

とだけあって、海惠の名が記されていないのである。しかしながら、では、海惠が嘉祥寺に住していたと考えられないかというところではない。たとえば、上の仁和寺諸院家記に見える行耀僧都に注意すると、彼は、藤原頼実の曾孫で、次のような系譜に位置する人物である（尊卑分脈一・師実公孫―大炊御門流）。



行耀自身及び父基平の生没年は審らかでないが、頼平（一一八〇―一二三〇）・伊平（一二〇〇―一二六二）から推して、行耀が文治五年（一一八九）になくなった頭耀律師の跡を直ちに嗣いだ人物でないことは、明らかであろう。したがって、仁和寺諸院家記の記事には、頭耀と行耀との間に記録の脱落があると考えられる。この脱落を裏付ける資料として、頭耀の兄修範の猶子・範耀（範雅とも。建久五年二月十九日灌頂、三〇歳）について、血脈類集記第六・覚成僧正灌頂弟子条に「嘉祥寺別当」とある（尊卑分脈の傍注にも）などを用いることができる。海惠は頭耀の兄澄憲の子。範耀と頭耀との場合から考えて、海惠が嘉祥寺に住んだ可能性が考えられない訳で

はあるまい。しかも、仁和寺諸堂記・功德院条によれば、「覺耀律師伝領居住之、其後讓顯耀僧都、次讓海惠僧都、其時焼失了、其後成耀律師伝領之、建如形小房、……」^四とあり、師に譲られた功德院を、顯耀は海惠に伝えている。功德院焼失後、吉祥寺にあった顯耀のもとに身をおき、顯耀卒去の翌年である建久元年もなおここに止どまっていた、といった憶測はともかく、かような顯耀と海惠のつながりは、海惠の吉祥寺居住を推測させる材料といつてよいだろう。

つぎに、新拾遺和歌集一三八三番の左注の記事の内、今物語第三〇段とのかかわりを考える上で重要な意味をもつ傍線部口について見ておく。事の性質上、これを裏付ける資料というものは見出しがたいが、日吉山王利生記に同一の話題が取り上げられており、そこに関連記事を見出す事ができる。

日吉山王利生記の話は、主人公を海惠とするなど、細部において異なる点がいくつかあるが、叙述の展開など、大同一致している。

ただ、今物語第三〇段話と同様に海惠の病が癒えたことを記した後、次のような、海惠自身が語る、出来事についての解説が付されているのである^四。

僧都なくなくかたりけるは、先年、日吉へ常に可詣よし立願の事ありき。うちまざる程に本意をとげずして、今効験にあづかる、尤無止事。所詮和光利物の御方便、貴賤に参詣をすすめ、信心を發させて、二世の悉地を成就せしめむためなりとぞかたり給ける。

新拾遺和歌集左注と比べ、律師云々に関する記述をもたないが、何かを立願した後日吉参詣の約束を果たさなかったとの経緯が説

明されている点、類同するものといつてよい。さらに、上の海惠の言葉にいう「効験」が病の回復を意味する点にも注目すれば、一話が海惠の病にかかわる靈験を内容とする話題として扱われていることが確かめられる。それは、この話題本来のありようを窺う糸口ともなるう。

かくして、新拾遺和歌集一三八三番の左注は、傍線部イに、事実関係との一致、今物語第三〇段との符合を、また傍線部ロに、他資料との類同を言うことのできるものである事が確認される。すなわち、ここにその資料的価値を認めることができる。これによって推察すれば、今物語第三〇段に語られる話題とは、実は、本来、山王に対して参詣を誓いつつ律師になる事を祈請した海惠が、こと成就して後も約束を果たさず、その結果神罰としての病を身に受けたものの、夢の中で、山王の詰問に再度の約束で応じ、ゆるしを得て回復した、と言った靈験を内容とする事柄であったと見られるのである。

四 表現の仕掛け—話題の相關—

ところで、このようにして、今物語第三〇段に取り上げられた話題が、本来、海惠の病にかかわる靈験を内容とするものであったとすれば、それを、今物語は、先に見たとおり、「神からの歌を現実存在する物として与えられた奇異なる出来事を語る話」として定着させたということになる。従来の考え方に従えば、説話集作品に一つの話を採用して表現を与える行為とは、可能性として多義的な話の意味を、当該作品の編纂目的に見合う形に限定していく営みにほかならないとされる^四。それによれば、この場合、今物語は、本

話題を、「神からの歌を現実存在する物として与えられた奇異なる出来事を語る話」として、話の意味を限定したと、理解されることになろう。しかし、はたしてそうか。今物語第三〇段につづく第三一段を挟んで、第三二段に排列された話の有りようは、このような見方に、疑問を投げ掛けているように思われる。

今物語第三二段は、石清水八幡宮の袈裟御子が若宮のたたりで一人娘をめしにされ、後、若宮の御前で許しを請う歌を何度も歌ったところ、その場で娘の目が回復した、との内容を語る話である。

それは、病が、神への懇請を経て回復するという点で、第三〇段と同趣の話題と言えよう。注目したいのは、その若宮のたたりの原因を記す叙述で、それは次のように記されている。

八幡の袈裟御子が、さいはいののち、うちつづぎ人におもはれて、大菩薩の御事をしりまゐらせざりければ、若宮の御たたりにて、ひとりもちたりけるむすめ、大事にやみて、めのつぶれたりけるを……

この叙述のもつ、今物語第三〇段に語られる話題が本来扱っていた出来事の中身との類同性に、しばらく目をとどめたい。つまり、新拾遺和歌集の左注によれば、海惠は、律師になることを願ひ、それが叶えられる「さいはい」に恵まれたながら、日吉社参詣を怠つたのだが、海惠の病は、再度の日吉社参詣を約束する歌の効験で治つた所からみて、やはり、日吉山王のたたりであつたとするべきで、このような海惠の病気の経緯は、第三二段の場合と同類すると考えられるのである。

この類同性は何を意味するか。というより、かような叙述をもつ第三二段が、今物語第三〇段を読む上で、どのような機能を果たす

のかを、問うてみたい。それは、第三〇段に語られた話を、その話題が本来扱つていた出来事に即して読み替えさせる機能を果たしていると言えないか。つまり、「神からの歌を現実存在する物として与えられた奇異なる出来事を語る話」として一度定着された第三〇段が、類同する話題を扱う第三二段を契機とし、その叙述に導かれて、立ち返り、「山王に対する約束違反により神罰としての病を身に受けた海惠が、夢の中の山王の詰問に対する再度の約束を行うことで許しを得、回復したと言つた靈験を内容とする話」として読み替えられる、とみることができないかという事である。

勿論、このような読み替えを促すと見られる仕掛けは、第三二段だけではなく、たとえば、さきに見た第二九段の冒頭に「賀茂に、つねに、つかりまつりける女房の、ひさしくまゐらざりける」とある点も、第三〇段の山王の歌「たのめつつ来ぬ年月をかさぬれば」と響き合い、読み替えを助けるものといつてよいだろう。第三〇段話は、これらの仕掛けに導かれて読み替えられ、その表現を成立させると考えられるのである。

さて、今、仕掛けという言葉を用いたが、このような第三二段を契機として第三〇段話を読み替えさせる説話相関の仕組みが、編者の企画に基づくものであると考えさせる材料は、ない訳ではない。次に示す明月記寛喜三年九月九日条の記事は、海惠にかかわる逸話と今物語編者・藤原信実との距離を測定する資料である。

入夜聞、証寂房夜前遂以他界云々、自建曆之比依西郊経廻知音百年久、縹素相馴之輩悉以帰泉、雖老後之習付視聽難忍、貞覚僧都〔右中弁貞兼朝臣〕真弟子、母証（澄カ）憲法印長女、始為海惠僧都弟子、為密宗師、僧都逝去之後、棄出世之路着黒染、与求仙

房共有能説之名、又予請用、近代之女尼隨逐彼兩人如雲霞、至于終身之時惡可緣悲事歟、信乘・円金兩律師一腹弟也、共為出世者、

説教僧・証寂房の死に関する記事である。傍線部に注目すると、証寂房は、海恵の父・澄憲の兄弟貞憲の子・貞覚の子で、海恵の姉か妹を母とする人物である。信乘・円金を弟とするところから見て、尊卑分脈にいう「範海」（傍記「仁」「阿闍梨」）のことであろう（円金は分脈に「公全」とある。傍注に「一金」とあり、公と円との誤写関係からみて、同一人物とみる）。そして、明月記は、この人物が、海恵の弟子であったと伝えているのである。先にみた嘉祥寺別当・範耀（海恵の伯父・修範の猶子）、嘉祥寺に住した海恵、この二人の名から命名されたかとおぼしい海恵弟子・範海。彼もまた嘉祥寺に連なる人物であっただろう。海恵の逝去後説教僧として「能説之名」をとった彼が、今物語第三〇段につたえられる話題を、説教の材に用いたと考えられない訳ではないだろう。

上引の記事にも見えるところだが、藤原定家と証寂房とは、かなり親しかったようで、明月記には、彼の名が再三ならず見えている。一方、定家との関係という点では、今物語の編者と目されている藤原信実も、よく知られているとおりである。新勅撰和歌集への入集をめぐる定家と橘長政とのトラブル（今物語第一一段にも引かれる。）で、定家の意向を長政に伝えて和解の労をとった、など、かなりの深いかわりぶりを、明月記に窺うことができる。定家を介しての、海恵の弟子であった説教僧・証寂房と今物語編者・信実との関係。これをどの程度のものか、憶測するか、それによって可能性は増減するが、さらに、これも明月記によって知られる定家と

海恵の兄・聖覚との関係なども合わせ考えると、信実が、第三〇段に語られる話題の詳細を承知していたと、考えられない訳ではないのである。もし、そうであれば、信実は、本話題を、「山王に対する約束違反により神罰としての病を身に受けた海恵が、夢の中の山王の詰問に対する再度の約束を行うことで許しを得、回復した」と言った豊驗を内容とする話」と承知の上で、「神からの歌を現実存在する物として与えられた奇異なる出来事を語る話」として定着したことになる。そして、そのような意味を与えたいうえて、後に第三二段を配し、読み手の読み取りの営みを介して第三〇段に立ち返らせ、これによって補完させつつその本来の説話内容を再構成させる、そのような仕掛けをここに仕組んだと見られよう。かような見方がゆるされるならば、それは、説話の可能性としての多義性を背景に仕組まれた、一話を二義に読ませる表現の仕掛けといえることができる。

五 結び

今物語に、場の仮構はない。したがって、収録される話題に及ぶ場の規制もない。場から解放された話題は、緩やかな類纂性のもとに連ねられている。しかし、個々の話題が関連付けられ、相互を重層させつつ読まれる時、説話表現は読み替えをとおして成立し、その内容を多元化させる。享受者の営みを介しながらも、作品は、重層を導き読み替えを促す仕掛けを備え、多元化を演出していたのである。

享受者の読みの営みを介して作品に多元的な説話表現を演出する説話集。その全体を一つの表現世界とみなすならば、それは、新た

な物語空間の創出を意味するだろう。実態としての「物語の場」を消去するところに形成され、作品表現の収束を意図しないままに、むしろ拡散(多元性)をこそ意図しつつ、享受者の読む営みの前に開放される「物語の場」。こうして、物語の場としての説話集は、語りの空間から読みの空間へと変貌する。

注(1) 益田勝実「貴人と侍者」(解釈と鑑賞、一九六五・二)「中世諷刺家のおもかげ―宇治拾遺物語の作者―」(文学、一九六六・一二)、また森正人「場の物語・無名草子」(中世文学27、一九八二・一〇)に、場の形態の整理が試みられている。

(2) 池上洵一「話題の連関―『中外抄』『富家語』私記―」(甲南国文29、一九八二・三)「口承説話における場と話題の関係―『玉葉』の記事から―」(語文43、一九八四・六)

(3) 拙稿「『百座法談』覚書―説経の場と説話―」(広島平安文学研究会編『王朝文学に関する論考』〔仮題〕所収、一九八七、予定)

(4) 森正人「梶中納言『このついで』論」(愛知県立大学文学部論集29、一九八〇・三)及び同氏上掲論文の命名による。

(5) 拙稿「物語の場としての説話集―今昔物語集天竺部をめぐって―」(講座平安文学論究4『今昔物語集とその周辺』所収、風間書房、一九八七・六、予定)に、この視点からの考察を試みた。

(6) 拙稿「連想と展開―十訓抄の表現(1)―」(説話・物語論集12、一九八六・一二)「連想と読み替え―十訓抄の表現(2)―」(金沢美術工芸大学『学報』31、一九八七・三、予定)に考察した。

(7) 注(1)益田論文、注(2)池上論文。

(8) 島津忠夫「宇治拾遺物語の序文」(中世文学28、一九八三・一〇)の指摘に従う。

(9) 荒木浩「異国へ渡る人びと―宇治拾遺物語論序説」(国語国文、一九八六・一)

(10) 拙稿「語りの重層―今物語の再評価のために―」(金沢美術工芸大学『学報』30、一九八六・三)

(11) 久保田淳、他編『今物語・隆房集・東斎随筆』(中世の文学、三弥井書店、一九七九・五)なお、今物語の本文引用は、これによったが、一部改めたところもある。

(12) 拙稿「今物語に関する基礎的覚書(4)」(説話・物語論集11、一九八四・五)にも触れるところがある。

(13) 引用は、新編国歌大観第一巻による。

(14) 引用は、貴重古典籍叢刊6『安居院唱導集上』(角川書店、一九七二・三)による。

(15) 引用は、群書類従巻五十九による。

(16) 引用は、真言宗全書第三十九冊による。

(17) 引用は、群書類従巻四百三十による。

(18) 引用は、続群書類従巻五十による。一部他本により訂したところがある。

(19) 出雲路修「『日本国現報善悪霊異記』の編纂意識(上)」(国語国文、一九七三・一)、森正人「編纂・説話・表現―今昔物語集の言語行為序説―」(説話文学研究19、一九八四・六)など。

(20) 引用は、国書刊行会本による。

(21) 拙稿「今物語の位置」(国文学攷10、一九八四・三)に触れ

るところがある。

(2) 聖覚は嘉禎元年(一一三三)三月五日に六十九歳で亡くなるが、明月記同年二月十八、二十一日の両条は、定家と聖覚との関係をよく伝える。また、三月五日条には「申時左京権大夫来臨、昏北隣僧院聖法印遂事切給云々」とある。左京権大夫は藤原信実である。読み方次第で、これは聖覚と信実との関係を示唆する資料となろう。なお、海恵は承元元年(一一〇七)九月十六日年三十六歳卒で、尊卑分脈は聖覚の右に記すが、弟である。

付記

本稿は、第6回研究発表大会(一九八六・六・二八、於学習院大学)で「物語の場としての説話集—今物語第三〇段の分析から—」と題して発表した折の草稿を補訂したものである。

(たけむら・しんじ／金沢美術工芸大学)

今月号掲載の論文要旨

たり仮構するところに物語空間を成立させるが、さらに、これを消去することで物語空間を形成している場合がある。前者を表現目的の実現にかかわるものという意味で、「語りの空間」と呼ぶとすれば、後者は、場の消去の内に説話を表現目的から解放し、享受者の営みを介して、説話に表現を発現させ、新たな「物語の場」を見せ掛ける空間、つまり、「読みの空間」ということができるであろう。小論は、如上の仮説に立ち、今物語第三〇段の検討に、説話集における「読みの空間」の成立を検証しようとしたものである。

物語の場としての説話集

竹村 信治

説話集は、「物語の場」の機構を作品化し

A Setsuwa Narrative Collection as the Place of Monogatari Telling

—From the Place of Telling to the Place of Reading—

Takemura Shinji

A setsuwa narrative collection creates a world of monogatari telling that functions as a place for story telling. However, it sometimes forms the world of monogatari telling by erasing this “place.” The initial “place” is called “the sphere of narration” because of its role in the fulfillment of structured expression. The erased “place” is called “the sphere of reading.” It frees setsuwa narratives from the structured expression by erasing the “place” and enables the setsuwa narrative to create their own expression through the action of the people who enjoy reading them. They create a new “place” of monogatari.” Based on the study mentioned above, the idea of the “sphere of reading” is proven by pursuing the 30th Dan of *Ima Monogatari*.